

随意契約及び比較見積りを省略する理由書

本工事は安威川ダムのダム管理用制御処理設備に電力の監視・帳票機能を追加する工事である。

当該電気設備は、安威川ダムの仕様及び条件に合わせた独自の開発設計した技術等によって設計製作がなされており、これらの情報技術は設置者の技術財産でさり一切公開されていない。

従って、本工事を実施するためには、独自に開発設計したノウハウや専門知識を有し、かつ図面等では表記されていない設計思想、システム操作について熟知している等、特別な能力が必要である。

よって、本工事を実施できるのは当該設備を設計・製作・据付した三菱電機株式会社のみである。

以上のことから、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号に基づき、比較見積書を徴取せず、同社より見積りを徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものである。